

規制の見直し事項

②電気消毒器の規制のあり方について

2021年3月
経済産業省
産業保安グループ^o 製品安全課

殺菌灯を有する電気消毒器の安全対策【電気用品安全法】

- 殺菌灯を有する電気消毒器について、現行の安全基準は、庫を有し庫内に殺菌灯の光線を照射する構造のものを想定して規定しているが、器体外に直接殺菌灯の光線を照射する構造のものが急速に普及しつつある。
- このため、**電気消毒器の安全上必要な技術基準を技術基準解釈通達※に追加するとともに、器体外に照射する電気消毒器が電気用品安全法の規制対象であることを明確化する。**

通達改正（案）の概要

- 殺菌灯を有する電気消毒器は、現行の安全基準では、「庫を有し庫内の対象物に殺菌灯の光線を照射する構造のもの」を想定している。（右図①のようなもの）

<現行>

別表第八 2(21)電気消毒器 イ 構造

殺菌灯を有するものにあつては、通常の使用状態において、光線が直接外部に漏れない構造であること。

- 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、消費者の消毒・除菌に関する意識が高まっており、器体外の対象物に直接殺菌灯の光線を照射するような構造のもの（右図②③のようなもの）が急速に普及しつつある。
- 殺菌灯は、目や皮膚等に障害を及ぼす紫外線を放射するため、器体外に直接殺菌灯を照射する構造のものについて、安全上必要な技術基準を解釈通達別表第八の2(21)の項に追加するとともに、電気用品安全法の規制対象であることを明確化する。

スケジュール（案）

電気用品調査委員会における審議の後、パブリックコメント等の所定の手続きを経て、2021年中を目途に改正する。

（参考）殺菌灯を有する電気消毒器の例

